

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回社会教育委員会議
開 催 日 時	令和3年10月28日(木) 午後 7時00分から 午後 8時40分まで
開 催 場 所	吉川市役所 3階304・305会議室
出席委員(者)氏名	峯健二委員、西澤利子委員、郭育子委員、福田稔之委員、 中山宏司委員、末吉里絵委員、強矢奈保子委員、米田清美委員、 能登克己委員、鈴木博委員、高田明充委員、富田泰行委員、 池畑沙綾香委員
欠席委員(者)氏名	小山悟委員
担当課職員職氏名	生涯学習課 課長：岩上勉 主査：山崎弘輝 主任：岡庭直樹
会議次第と会議の公開又は非公開の別	<p>《会議次第》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術に関する条例の制定について (2) 成人式の名称について (3) 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について 4 その他 5 閉会 <p>《公開又は非公開の別》</p> <p>公開</p>
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	<p>次第</p> <p>令和3年度社会教育委員会議諮問書</p> <p>令和3年度第2回社会教育委員会議資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術基本条例(原案) ・文化連盟所属の方々からのご意見(要旨) ・検討課題

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について ・文化芸術に関する条例制定に向けたアンケート結果について ・成人式の名称について
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	峯健二委員、中山宏司委員
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	<p>議事</p> <p>(1) 文化芸術に関する条例の制定について</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を求める。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき説明。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・初めに、条例の名称について質問、意見はあるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本条例」では固いのでは、目指すところは文化の振興なので、振興条例の方が良いと考える。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・参考に、把握できた範囲に限るが、平成30年度以降制定された条例の名称は、振興条例が8団体、基本条例が8団体、推進条例が1団体、島根県の松江市のように「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」という名称としている団体もある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷市は文化振興会のような団体があったと思うが、条例との関りは。三郷市でもこういう条例を制定しているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の詳細は分からないが、三郷市に文化振興に関する条例はない。県内ではさいたま市や川口市をはじめ6つの自治体が制定している。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・県の条例の状況は。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本条例を制定している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本的な考え方をしっかり定めることが大切と思う。「基本」という言葉は入れた方が良いのでは。振興の基本ということであれば、振興基本条例という考え方もあるだろう。条例制定後は、条例に沿った計画を検討していくということが良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上に計画の策定を規定し、来年度、審議会での審議を中心として、計画を策定していく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そういうことから考えると、この条例は基本理念をしっかり制定してい

委員	<p>くものであるということで、基本を入れた方が良いでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に関する国の法律は文化芸術基本法となっているが、平成29年に「振興」という言葉が外れた。広めていくことはできたため、しっかりした形づくりをしていこうと国の方針が変わり、文化芸術に関わる色々な活動を含めようと、考え方が変わってきている。それを受けての吉川市の条例作りかと思うので、単純に基本条例で良いのではないか。それが国や県の方向性と合致していると思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 最初に条例の話をしたときに、構えてしまうような名称の印象を受けた。文化芸術を今後どういう形で進めていくか、やり方が見えた時点で名称が変わってくることもあると考える。底辺を広げるような方法でやっていくのなら、振興という言葉もついてくると思う。私も今回色々と考え、一番基本の、人と人が繋がりを持つことが原点ではないかと思う。それを理念として考えるのであれば、振興という名称も良いのではと思う。
委員 委員	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興条例の方が柔らかい気がする。 私は、文化芸術は自然発生的なものと考えているが、条例を定めるということは、国や行政が、市民に発破をかけるものなのかと思ったが、どうか。そういう意味では、振興の方が良いかと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 前回も、条例は文化芸術を押し付けるものではないかという意見をいただいた。そうではなく第3条の基本理念に、市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならないとあるとおり、主体は活動なさる皆さんである。それを後押しするのに、自治体の責務や文化芸術活動団体の役割を示すことで、吉川市の文化芸術活動を盛り上げていけると考えている。主体主役について基本理念の最初に定めており、法律も同じ作りとなっている。行政からの押し付けとの誤解がないよう補足まで。
委員	<ul style="list-style-type: none"> そもそも、国の法律が振興から始まっているようなこともあるが、同じような意味合いからスタートしたのかなど。お金や場所も必要なため、行政の力を必要とすることもあるだろう。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 条例を定める良い部分というのは、これが議会を経て条例になると、文化芸術を振興していくということは街の施策として定着する。市を取り巻く様々な環境の変化においても、文化芸術の振興に一貫して取り組むことができることも、条例化する意味と考えている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 私もそういった部分に関しては、第1条の目的に「心豊かな市民生活と、活力ある地域社会の実現」とあり、文化芸術の原点に返ったような言葉なので、この言葉を考えると、振興という言葉もついて回ってくると考える。一方で、本当の文化芸術ということであれば、基本条例的なこと

委員	<p>になるのかなという印象をもった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第7項に、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の枠組みを超えて、教育や産業などに活用されるようにと書いてあったので、私が思い付きで考えたのは「吉川市文化と芸術に関する市民条例」という名称、令和の時代にも沿って、平仮名も入れて、様々な解釈ができるを考える。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第7項にまちづくりというセンテンスが入ることで、多方面に渡って文化芸術を活用できるものと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な解釈ができるように、市民という言葉を入れたいかなと考え、提案させていただいた。名称でも他の自治体とは差異を付けられるだろう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市民としては、馴染みがあり、分かりやすい方が良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい意見に反対ではなく、むしろ良いかなと思っているが、あえての反対意見として、文化芸術を振興していこうという中で、今後いろいろな条例、規定が整備され、同じような名前が並び始めると思う。何がベースかとなったときに、探すことに苦勞するのでは。名称に基本がついていれば、始まりはここだろうなど。そういう観点では、基本を名称に定めることが良いことと考える。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な意見がでたので、吉川らしくまとめていただければと思う。 ・続いて、施策に関して質問、意見はあるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条に「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り」とうたわれているが、計画的な推進を図りというのは、文化芸術をどこかの方向に向けさせたいのか、それとも充実を得るために、計画的に何かしていくのかよく分からない。それに関連して、第4条、第5条、第6条で役割が3つしかないが、文化芸術を振興していくのであれば、人材、人をいかに集めるかが重要。この会に出席されている方々も、色々なサークルや協会に所属されている方が多いと思うが、現実的に今、会員数が減少している。尚且つ、新しい人が入ってきていない。今いる人がそのまま年を重ねていくので、もう後5年、10年したら今のままではサークル、協会は立ち行かなくなっていくのでは、辞めていくだけの集まりになってしまうのではと危惧している。そういうことを考えると、ここに計画的な推進を図りということであれば、そこには新しい人たちに、文化芸術に目を向けさせるような機会を与えることとか、例えば、小中学生に興味を沸かせるようなことも含めて計画を図っていくということなら、私も大賛成である。単純に毎年こういうことをやりますよ、というスケジュール化したものでは意味がない。原案の第4条、第5条、第6条だけでは、市民、行政、文化芸術団体しか役割を明記していない。

	<p>実際的に文化芸術に興味を持つのは、小学生高学年、中学生と考えると、学校教育でできる部活動とか、教育機関に役割もあるのでは。さらには、退職して、いわゆる社会教育、色々なサークルに入ろう、自分の趣味を継続していこうとなると、今度は社会教育としての役割も必要と考える。そのためには、社会教育を行うことは各団体の責務にもなるが、習い事をする利用者も、文化芸術に対する役割を担うべきと考える。それらも含めて、基本条例という形で、考えていただければと思う。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条に関しては、委員ご指摘のとおり、文化芸術の充実を得るために、計画的に何かしていくことが目的である。市の責務、市民の役割、文化芸術団体の役割とあり、教育機関の役割、事業者の役割も示すことで、一層推進できるということによろしいか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体や県の条例を見ると、教育機関、事業者についても多く規定されている。市民、行政、文化芸術団体の三者だけで文化芸術を充実できるか不安である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて他団体の条例も確認させていただく。事業者へのアプローチ方法は検討が必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に見ても、事業者の役割を置いている自治体は多い。総合政策として進めるに当たっては、検討していただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・原案の第3条第6項、第7項は吉川市が大事にすべきところと考える。文化芸術が好きな人だけが対象ではなく、もっと広い考え方が含まれている。高齢化など色々含めて、もっと交流を図っていこうと、そういうことも含まれているのでは。この部分をうまく取り入れていけば、吉川市らしい条例や計画ができてくるのではないかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川はすごく良いまち。昭和51年から文化祭に出品しているが、その時は、吉川小学校の講堂で、土曜日の午後から飾り、日曜日の3時には引き上げていた。私はお茶と花を教えているが、今から10年前の文化祭では、お茶は声をかけても、誰も興味を示してもらえなかった。皆で着物を着て待っていても、お客さんは二人くらい。ところが10年たって、今はもう切符が足りないくらい、並んでくれている。文化芸術も少しずつでも積み重ねていけば、すごく良くなるのではないかなと個人的には思う。本当に、吉川は変わってきている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川は、もう振興という名前はいらぬのでは。これだけ文化が花開いている。一方で、課題はある。どの団体も高齢化して、組織の維持が困難である。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・私も、文化芸術と大きい括りではなく、YouTubeのように個人で発信しているようなものも拾いあげることができれば、文化が育成され、

	<p>そういったものに結び付けられるような条例ができるのであれば、吉川らしさの形ができるのかなと思う。私も以前、条例に関する考え方を提出させてもらったが、個人をどうやって拾いあげるかが大事だと思う。サークルや団体だけで固まるのではなく、これから新しい形のものが出てくるでしょうし、また、今いただいた話のように従来の伝統的な活動を続けていって、それがうまく繋がっていけば良いと考える。</p>
<p>委員 委員長 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私も吉川らしさ、という要素が加わることには賛成である。 ・事務局には、そのような形でまとめていただければと思う。 ・私も吉川らしさを含めることは大賛成である。地域に根ざす文化、それは今回の原案にも書いてあるので安心して良いと思う。第3条第4項に「地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化」とあり、また第6項と第7項にもちゃんと吉川らしさが出ている。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第7項に、産業という言葉がある。わたくし事だが、最近働き始めた工場が、スタンプ台を作っている工場なのだが、このスタンプ台が、世界的にプレミアムブランドで高級雑貨店にしか卸していないスタンプ台を作っている。そのスタンプはメイドインジャパンで、市民が作っている。それもある意味、世界で文化を担っている企業と言うことができ、そんなすごい企業が吉川にあると。掘り起こせば、世界的に文化を支えている文化が他にも吉川市にあるのでは。市民としても誇りに思うし、条例が後ろ盾になって、風向きが変わればと考える。
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視点を変えて、条例がそういうことにスポットをあてられるようになると、良い形になっていくかなと思う。毎年行われていたジャズナイト、商工課が窓口かと思うが、そういうところも引っ張って、文化芸術と一緒にやっていければ良いのかなと思う。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャズナイトに関連し、私は南中学校に日本語支援で毎週行っているが、南中学校の吹奏楽部が全国大会に進出して素晴らしい成績を収めたと教頭先生より伺った。ジャズナイトで、南中学校の生徒の演奏が披露できないことが残念と。学校は、生徒たちも文化に入っていくきっかけになるので大事ではないかなと思う。
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余談だが、吉川美南駅東口の開発計画の中で文化施設というテーマで会議に出ているが、たとえば南中学校の演奏の発表会を、公民館ではなく、もっと新しく美南にホールを作るのであれば、あそこでやってみたい、やったら、そういった形の吉川ならではのホールができれば良いかなと話をさせていただいている。まだまだ色々な形で文化芸術のやり方、発展や掘り起こしということを考えると、そういったものに条例がどこまで関われるのかなという思いでいるので、ぜひこの条例を形づけていた

委員	<p>だきたいなという思いである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育がかかせないということ。市の教育大綱に「郷土を愛し」とあるが、それには郷土の歴史を知らないと愛せない。身近な自治会、例えば旭地区はどのような歴史があって、どんな地盤があるのか知らない。色々なものが残っているということを知らせていくということも、大きい目で見えていくと、大事だと思う。若い感性なんかも生かしていただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 様々なご意見をいただき嬉しく思う。他に意見がないようなので、続けて審議会について、ご意見、ご質問あれば伺いたい。
委員長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会と社会教育委員会との違いについて教えていただきたい。 • 社会教育委員の皆さまにご審議いただくのは幅広い分野。昨年度は公民館の在り方をご審議いただき、今年度は文化の条例や成人式の名称など、社会教育自体が幅広い分野に渡っている。扱う内容から社会教育委員会の中にある組織のようにも見えるが、条例に定める審議会については、原則、文化芸術に関する計画の策定と進捗状況の確認を担うものと考えていただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 例えば人権協議会は6つの部会がある。そういった意味で、社会教育委員会の部会という位置づけではないと理解させていただく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局より社会教育委員会の中にあるような組織と説明いただいたが、審議会での審議内容を社会教育委員会で報告いただけるものなのか。
事務局 事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 原則、ないものと考えていただきたい。 • 社会教育委員会の中にこの審議会があるというのではなく、審議会は条例の基本理念に則った計画が進められているか、そういう評価をいただく組織となっており、社会教育委員会は先ほどご説明した通り、社会教育全般に係るもののご理解いただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 委員の皆様から様々なご意見をいただき、これから事務局でまとめていただくが、今後、条例はどうなったということがよぎると思う。年明けの議会でまとまっていくと思うので、ぜひ結果はお知らせいただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 議会後の結果については、来年度の社会教育委員会で改めてご報告させていただきます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 文化芸術に興味がなかった人にとっても、吉川は良い所が沢山あることを知る良い機会になるので、市がバックアップし、これからそういうものが目に触れてくると、もっと馴染みがあるものと感じられると思う。文化芸術の発表を講堂で行っていた時と比べると、中央公民館やおあしす等、何気なく目に触れるところに、お花が活けてあったり、自然にこういう活動があると知れる良い機会になったので、うまく条例が回ってくれたらと思う。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> 意見が出尽くしたようですので、第3回の社会教育委員会では、本日の意見やパブリックコメントの結果をまとめて、答申案を作成していただきたい。
	<p>(2) 成人式の名称について</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を求める。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 今日ここで結論を出すというものではないので、意見、質問あれば出していただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 成人式という言葉は完全になくなるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 成年年齢が18歳に引き下がり、成人式という名称を変える団体が多い印象だが、一部では成人式という名称を引き続き使うところもある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 18歳で成人式を実施する自治体はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 県内では現状確認できていない。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 18歳で実施しない理由はこういったことが考えられるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 20歳から18歳の切り替えのタイミングで、3年分の成人を一度にどう対応するのかは課題があると考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 事務局よりアンケートを実施するとあったが、保護者ではなく子どもにアンケートを実施するということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月に成人式を迎える成人に向けたアンケートである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 成人式という名称がなくなるのは寂しいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 吉川市成人式に、サブタイトルで「二十歳の集い」「二十歳を祝う会」とする考え方もあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そのような方法も考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 「式」という言葉は、結婚式のように区切りのようなものだと思う。それが「会」では、もっと大事なものでは、という思いになる。もうひとつひねりが欲しいとは思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度より、成人式を体育館で実施することになったかと思うが、意識が変わってきているのかなと思う。たまたまコロナでこのように実施せざるをえないという状況だが、これが一つのきっかけで、また新しいものが形づけられていくのかなと思う。ここで成人式に関して決めても、今後、また変わってくることもあると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 確かに成人式ということで、これまで行政が主体となり、成人した若者をお祝いし、これから先しっかりやっていただきたいと、励ましの意味があったと思うが、時代の変遷があり、子どもたち、市民が主体となって「自分たちはここまで成長した」「これから背負っていくぞ」という自

	<p>覚する形になってきていると思う。「祝う会」や「集い」という言葉の中には、その意味も入っていると考える。自分達が二十歳になった、今までは周りにお世話になった、これからは自分たちが先頭に立っていくという自覚を認識しあう集いということも考えると、「祝う会」や「集い」は、今の時代ではおかしくないのかと思う。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そういう意味合いを込めて、今までの成人は、人と成る日。これから人として社会に責任を持つ日という、何かそういったものを込めたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・成人年齢が18歳へ変わるが、どうして成人式ができないかという、受験という要因もあると考える。成人を迎えたことを記念してあげる日ということが大事だと思うので「二十歳の成人記念式」、二十歳の時に成人を迎えたことを記念する式を作ってあげられたらと思い、提案させていただく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「二十歳」や「成人」という言葉をいれてあげたいと思うので、良い案の一つではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳で実施しているところはないか聞いたのも、二十歳や成人式という言葉を残してあげたいと考えて。やはり言葉は大事、自覚を持てるかということだと思う。
委員長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳から20歳の人たちの、意見、考え方の吸い上げ方法はあるか。 ・新成人に対してのアンケートは実施予定である。直接影響のある方たちへの意見を吸い上げる機会はないが、当事者の意見は聞きたいと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は高校3年生の娘がいるが、成人式の名称が変わるという話をしたところ、当事者だけではなく、今後成人を迎える私たちにも意見を聞いて欲しいという話があった。吉川は高校が一つしかないのでピンポイントになってしまうが、現役の高校生の意見というのも、取り入れてみてはどうだろうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「はたち」という表記の仕方だが、漢字、数字で表現があるが、新しい発想でやるなら、数字の20歳の方がよりアピールできると思うが、そこらへんはどうなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局としても悩んでいたところで、委員の皆様のご感覚もお伺いしたいところ。個人的には漢字の方が良いと思うが、若い世代には数字の方が良いのだろうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代は西暦で、和暦は使わないのでどう感じるか。アンケートで合わせて聞いてみてはどうか。印象が変わってくる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・辞書で調べると、「はたち」というのは漢字の「二十歳」である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私の感覚では、七五三の延長で漢字の方が、とは思う。

委員	・若い方にアンケートをとると数字の方になるのではと思う。
委員	・成年年齢は決まっているのだから、「二十歳」というのは入れる必要はあるか。
委員	・短くはなってしまうが、例えば「集う会」「祝う会」ではどうか。
委員	・18歳を成人とする法律があるが、二十歳になった時に、また、大人と同じようなことができるということもあるので、そういう意味で二十歳を残しておきたいという意味もあるのだと思う。
事務局	・言われるとおりで、もし18歳で受験を控えていても式をやるということであれば、名称を変える必要はないと考える。一方で成年年齢が18歳になるが、式典は二十歳でこれまでどおりということで、二十歳という言葉が他自治体の案には残っているのだろう。
委員長	・色々意見が出ましたので、アンケート結果含めて、次回、資料としてご提示お願いできればと思う。
	(3) 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について
委員長	・事務局より説明を求める。
事務局	・資料に基づき説明。
委員長	・意見、質問はあるか。
委員	・私は、娘が保育園に通っているが、保育園は保護者会の活動ができなかった。小中学校のPTAはどのような活動ができていたのか。
事務局	・人が集まる活動は難しかったが、広報誌やあしあとプレート、市長、教育長とPTA会長の懇談会など、できる範囲で事業を実施していただいた状況である。
委員	・金額を増やすということは困難か。例えば、昨年度実施できなかった文化祭の予算は、使わないと市に戻す流れなのか。
事務局	・一度、実行委員会に交付させていただいており、中止ということであれば、戻入という形にさせていただいている。
委員長	・ほかに意見がないようであれば、決をとりたいと思うが、この案のとおりで良いか。
委員	・良い。
委員長	・ご承認とさせていただく。 ・議事は以上となるので、以降は事務局に進行を返させていただく。
	4 その他 今回は1月上旬開催を予定。

5 閉会

副委員長よりあいさつ（20：40）

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月30日

署名委員 峯 健二（自署）

署名委員 中山 宏司（自署）